

## ミチクサ先生

夏目漱石の伝記的小説。日本経済新聞朝刊の連載。朝一番の楽しみ。連載に気づくのが遅すぎたが、単行本を待つことにする。「こころ」「坊ちゃん」以外読んでおらず、言わば漱石初心者だが、俄然、興味が出てきた。早速「吾輩は猫である」を買い込んだ。



(竹内)

## 低解約返戻型保険の見直し

従来、低解約返戻型保険については、法人契約のものを役員個人へ名義変更する際の評価方法に着目し、法人の利益を圧縮しつつ、少ない金銭的負担で保険契約を個人に移転し、かつ、保険解約時に「個人の一時所得の2分の1課税」の恩恵を受けるという節税スキームが利用されていました。

かかる節税スキームは、以前より国税当局より問題視されていましたが、今般、保険契約権利の評価方法に関する基本通達を見直すことで、節税封じが図られました。

保険契約等に関する権利の評価(所基通 36-37)の見直しの概要

見直し対象の保険 (法基通 9-3-5の2の適用を受けるものに限る)	支給時の評価方法	
	現行	改正(案)
低解約返戻金型保険(支給時解約返戻金の額 ＜支給時資産計上額×70%のもの)	支給時解約返戻金の額	支給時資産計上額
復旧することのできる払済保険等 (元の契約が9-3-5の2の適用を受けるもの)	支給時解約返戻金の額	支給時資産計上額+法基通9-3-7の2 の取扱いによる損金算入額

本通達改正は、令和3年7月1日以後の名義変更に適用されます。また、対象となる保険契約等は令和元年7月8日以後に締結した契約にまで遡及するので留意が必要です。

(大寺)

## 7月の税務

### ■7月12日

- 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月12日までに納付)

### ■7月15日

- 所得税の予定納税額の減額申請

### ■8月2日

- 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
- 5月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
- 11月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)

- 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)＜消費税・地方消費税＞

### ■7月中において市町村の条例で定める日

- 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

※ 税理士法施行70周年  
 昭和26年6月15日公布  
 昭和26年7月15日施行



## 7月の社会保険労務

- 12日 健保・厚年の報酬月額算定基礎届＜7月1日現在＞(年金事務所)  
 労働保険料概算・確定申告書の提出(労働基準監督署)  
 労働保険料の納付(郵便局または銀行)  
 労災保険一括有期事業報告書提出(労働基準監督署)
- 15日 高年齢者・障害者雇用状況報告書提出(公共職業安定所)

- 8月2日 労働者死傷病報告書の提出＜休業4日未満4月～6月分＞(労働基準監督署)  
 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)  
 健保印紙受払等報告書・雇印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)  
 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届  
 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※ 全国安全週間(1日～7日)  
 勤労青少年の日(第3土曜日:17日)

# 令和3年度労働保険料年度更新と 社会保険算定基礎届の提出はお済みですか？

## ◇ 令和3年度年度更新

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を保険年度として計算します。

令和2年度の**確定**保険料の申告・納付：令和3年度の**概算**保険料の申告・納付

届出期間は **【6月1日(火)～7月12日(月)】**

## ◇ 社会保険算定基礎届

対象者 7月1日現在、使用している全ての被保険者

除外者 { ①6月1日以降に資格取得した方  
②6月30日以前に退職した方  
③7月改定の月額変更届を提出する方  
④8月または9月に随時改定が予定されている旨の申し出を行った方 }

4～6月に支払った賃金を届出：9月～翌年8月までの等級が決定

届出期間は **【7月1日(木)～7月12日(月)】**

なお、当事務所にご依頼いただいている事業主様においては、当事務所が書類作成・提出を行います。

(早川)

## リスマネ委員会

### 標準保障額の必要運転資金とは・・・

必要運転資金とは、企業経営者に不測の事態が生じたとき、企業が現状と同じ状態で運営を行っていくために必要な資金のことです。

従業員の給与、水道光熱費、保険料、店舗事務所等が賃貸の場合は賃料等の維持費が毎月の固定経費となり、企業経営者が事故や病気で入院の場合は、退院後経営が落ち着くまでの期間分の資金確保が必要となります。

#### 固定維持費

- ◆ 従業員の給与
- ◆ 水道光熱費
- ◆ 保険料
- ◆ 賃料等



経営が落ち着くまでの  
期間



必要運転資金

(リスマネ委員)

## 医療係

### 予防接種の委託料【消費税】

個人経営の医院において、地方公共団体の雇用契約またはこれに準ずる契約に基づき受け取る報酬(給与所得)や医師会を通じて支払われる報酬で給与所得となるものであれば消費税は課税対象となりませんが、委任契約に基づく場合は消費税が課税されます。

消費税法上、健康保険法、国民健康保険法などによる医療、労災保険、自賠責保険の対象となる医療などについては非課税取引とされます。一方、予防接種は健康保険証が使えません。これは予防接種は「治療」ではなく「予防」と考えられている為、消費税の非課税取引には該当せず、課税取引とされます。

(後藤)

## 非営利法人向け新型コロナウイルス感染症関連の公表物について

非営利法人においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、業務が滞る等の影響が生じていることに鑑み、各関係省庁より法人運営に関する取扱いに関する指針が示されています。

### 1. 社会福祉法人関連(厚生労働省)

	公表日	公表資料名
①	2020/3/9	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて
②	2020/4/14	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その2)
③	2020/4/27	「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その2)」に関するQ&Aの送付について
④	2020/6/5	事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その3)」
⑤	2021/2/12	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その4)
⑥	2021/6/1	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その5)

### 2. 医療法人関連(厚生労働省)

公表日	公表資料名
2020/4/24	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医療法等における期限の定めのある規定の取扱いについて

### 3. 公益法人関連(公益認定等委員会事務局/大臣官房公益法人行政担当室)

公表日	公表資料名
2020/3/12 (2020/5/18 最終更新)	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公益法人等の運営に関するお知らせ

いずれも総会や理事会、行政庁への書類の提出期限、登記等について、各法人の事情に応じた弾力的な対応が求められています。

(大寺)

## 資産税係

### ネットバンク口座の相続



「ネットバンクに口座を持っているのですが、相続人が気付かなかつたらどうなりますか?」「相続人にIDやパスワードを覚えておかないといけませんか?」と、お客様から質問がありました。最近では年代問わず、ネット銀行の利用者が増えています。

ネット銀行の相続手続きは、通常の銀行とほぼ同じです。亡くなった家族のネット銀行キャッシュカードなどを見つけ次第、まずはカスタマーセンターに連絡をします。ネット銀行には窓口がないので、名義人が亡くなったことは電話で伝えます。連絡後、銀行から書類が郵送で送られてきます。あとは銀行の指示どおりに手続きすれば問題ありません。最終的には口座を解約し、預金を相続人に払い戻してもらえます。

なお、ネットバンクのIDとパスワードは、基本的に控えておく必要はありません。IDとパスワードがわからなくても相続の手続きはできます。防犯上の観点からも、書き残しておかない方がいいと思われます。

キャッシュカードがない口座などの場合、ネットバンク口座を持っていることに相続人が気づけないこともあります。その場合、相続税の税務調査でネットバンク口座の存在が分かり、後から相続人に多額の追徴課税の可能性があります。スムーズに相続手続きができるように、遺言書の財産目録に明記しておくことや、保有している銀行口座の一覧を作成し家族に伝えておくことをおすすめします。

(坂田)

# 会計制度

## 会社法の改正③取締役等に関する規律の見直し 2

(3) 社外取締役の活用等(施行済)

### ① 業務執行の社外取締役への委託

MBO(※)の場面や親子会社間の取引の場面など、株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役会の決議によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができることとし、委託された業務の執行をしても社外取締役の資格を失わないことになりました。

(※)Management Buyout:経営陣自ら会社の株式・事業などをその所有者から買収すること

### ② 社外取締役を置くことの義務付け

我が国の資本市場が信頼される環境を整備し、上場会社等については、社外取締役による監督が保証されているというメッセージを内外に発信するため、上場会社等は社外取締役を置かなければならないことになりました。

(孝志茜)

## 新入職員紹介

さくら税理士法人 平田 佳奈

気持ち新たに頑張っていきますので、どうぞよろしくお願い致します！

初めまして。4月1日よりさくら税理士法人に入所致しました平田佳奈と申します。この度新卒で入ることになりました。趣味は旅行ですが、このコロナ禍で卒業旅行も家族旅行もどこも行くことができず、今はコロナが収まり次第、行ける国を選定し、首を長くしているところです。これまで大学院で勉強してきたことは違うことばかりで複雑なことも多く、慣れない作業ですが回数を重ねて慣れていきたいです。まだまだ右も左も分からず、先輩方の背中を見ながらではありますが、自己研鑽に励み日々勉強したい所存でございます。一日でも早く戦力となり、皆様のお役に立てるよう頑張っていきたいと考えております。不慣れなことも多くご迷惑をおかけ致しますが、どうぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

さくら税理士法人 大西 香奈子

初めまして。4月20日にさくら税理士法人に中途入社致しました大西香奈子と申します。昨年神戸から転入致しました。趣味は紅茶や珈琲と共にお菓子を食することや、映画・写真集鑑賞等のインドアが中心です。最近は自転車に乗る機会が増えたので、眉山を中心とした周囲の自然から季節の移り変わりを感じつつ、地名やお店を覚えることが楽しくなっています。前職では税理士補助業務に従事していたので、知識や実務について改めて学べる環境に身を置けることを嬉しく思います。至らぬ点が多々ありご迷惑をお掛け致しますが、1日でも早く皆様に貢献出来るように、精進して参りたいと思います。どうぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

## 士業とDX(デジタルトランスフォーメーション)

最近よく言われるデジタルトランスフォーメーション。

ITの浸透による変革、という意味のようですが、我々のような士業にもその波が押し寄せようとしています。

これから、士業の業務がどのように変革していくことになるのでしょうか。

そして、この変革にどのように対応していく必要があるのでしょうか。日々考え続けております。

(孝志洋)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
.....  
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励などは中傷するものではありません。

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
(株)さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>  
Eメールアドレス: [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)  
TEL: 088-625-2556  
FAX: 088-654-1181